

(様式1-3②)

広野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(福島県交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	1	事業名	道路事業(市街地相互の接続道路) (一)広野小高線
事業番号	D-22-2-1	事業実施主体	福島県
交付期間	H23～H23	総交付対象事業費	20,000 (千円)

事業概要

県道広野小高線整備(北迫工区) 延長2km, 幅員 6.0(11.0)m

本箇所は、津波により壊滅的な被害を受けた下浅見川、下北迫地区と国道6号及び北部の下北迫の高台地区とを結ぶ道路整備を実施するものである。

本路線は既存路線を町の計画に合わせた、線形の修正、また、構造的には南北にある浅見川、北迫川を横断するため盛土構造とする必要がある。

現在、測量調査を実施する計画であり、次年度より設計・用地買収等に着手したいと考えている。

なお、下浅見川、下北迫地区は現在町で復興ゾーンと位置づけた土地利用計画を進めており、本路線はJR常磐線の西側、火力発電所のある町内北側地区とを結ぶ市街地相互の連絡道路として重要な路線として位置づけされている。また、有事の際は、避難路として機能することにより復興ゾーンへの住民帰還促進、企業誘致促進に大きく寄与する路線として期待されている。

(「広野町復興計画(第一次素案)(案)」の11～12ページ「(5)土地利用のあり方 ②復興ゾーンの土地利用」、

14ページ 「(5)土地利用のあり方 ④道路網」、
「(3)双葉地域復興のための施策
①将来にわたり継続して発展する広野町」を参照)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

本路線は沿岸部に位置し、下浅見川、下北迫地区間はほぼ全域で津波による被災を受けた。

津波計画高さの見直しにより、南北にある浅見川、北迫川の堤防が嵩上げして復旧されるため、それらを横断する本路線も嵩上げが必要となる。

さらに高盛土となる本路線と一体的な構造とすることで防御機能の向上を図るために、都市公園事業による津波防災緑地の整備を計画している。

そのため、本路線については原形復旧ではなく、町の復興計画と併せ、道路整備を行うものである。

関連する災害復旧事業の概要

被災区域内では海岸堤防、北迫川及び浅見川の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	
詳細設計より基幹事業にて実施	